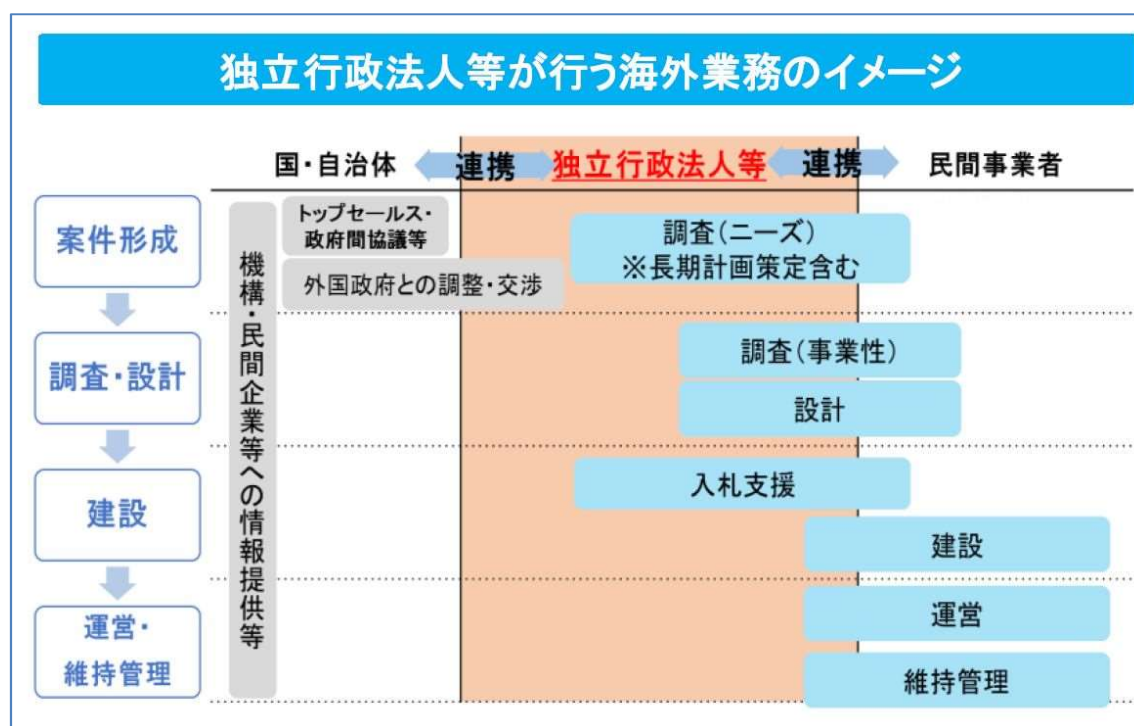


## 1. 法改正の背景

内閣府によると、世界の水ビジネス市場は 2020 年には約 100 兆円を超える市場規模に達する見込みであり、特に下水道分野については 2020 年に約 39 兆円と推計されています。このような世界の旺盛な需要を我が国が取り込むことが政府の成長戦略の 1 つになっています。

海外における下水道事業では、主として、相手国の中央政府、地方政府やドナー（JICA、アジア開発銀行、世界銀行等）の裁量で技術・仕様が決定されます。本邦企業・技術の採用を実現するためには、日本側において国、地方公共団体、公的機関などが民間企業と連携して調整・交渉することが求められます。

このような背景から 2018 年 8 月 31 日に「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」が施行され、JS は下水道分野の公的機関として本邦企業・技術の海外進出を支援することが法律上位置付けられました。



「社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」に合わせて、日本下水道事業団法が改正され、JS の業務に海外の下水道に関する「技術的援助」が規定されました。